

福島県地球温暖化対策推進計画 改定(素案)について

平成23年2月

福島県生活環境部環境共生課

計画の構成

- **第1章 計画策定の背景**
 - 1 計画策定の背景と目的
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 計画の対象等
- **第2章 現状と課題**
 - 1 地球温暖化の現状
 - 2 地球温暖化対策の取組み
 - 3 本県における温室効果ガス排出量の現状と将来推計
- **第3章 削減目標**
 - 1 地球温暖化対策に関する基本的な考え方
 - 2 削減目標の考え方
 - 3 削減目標

計画の構成

- 第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する施策
 - 1 温室効果ガス削減対策の体系
 - 2 視点別主要施策
- 第5章 計画の進行管理
 - 1 管理体制
 - 2 進行管理
- 第6章 事業者としての県の取組み

新計画の特徴

1 新たな施策

- 県民運動による地球温暖化対策支援強化
- カーボン・オフセットの取組強化
- 地球温暖化対策関連の積極的な情報発信
- 火力発電所における木質バイオマスの利用促進

2 その他

- 温室効果ガス推計方法の見直し

計画策定の背景

- 地球温暖化問題の顕在化
- 福島県地球温暖化対策推進計画(平成18年3月)の計画期間満了
- 地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略の策定(平成20年2月)
- 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)の改正(平成20年6月)
- 中長期的な温室効果ガスの排出削減目標を掲げての地球温暖化問題への取り組み

計画の位置づけ

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が平成20年6月に改正、施行されたことに伴い、従来の地球温暖化対策地域推進計画に替わって策定することが義務づけられた「地方公共団体実行計画」（温対法第20条の3）
- 福島県環境基本計画（平成21年3月策定）の「個別計画」。

計画の対象

- 対象地域

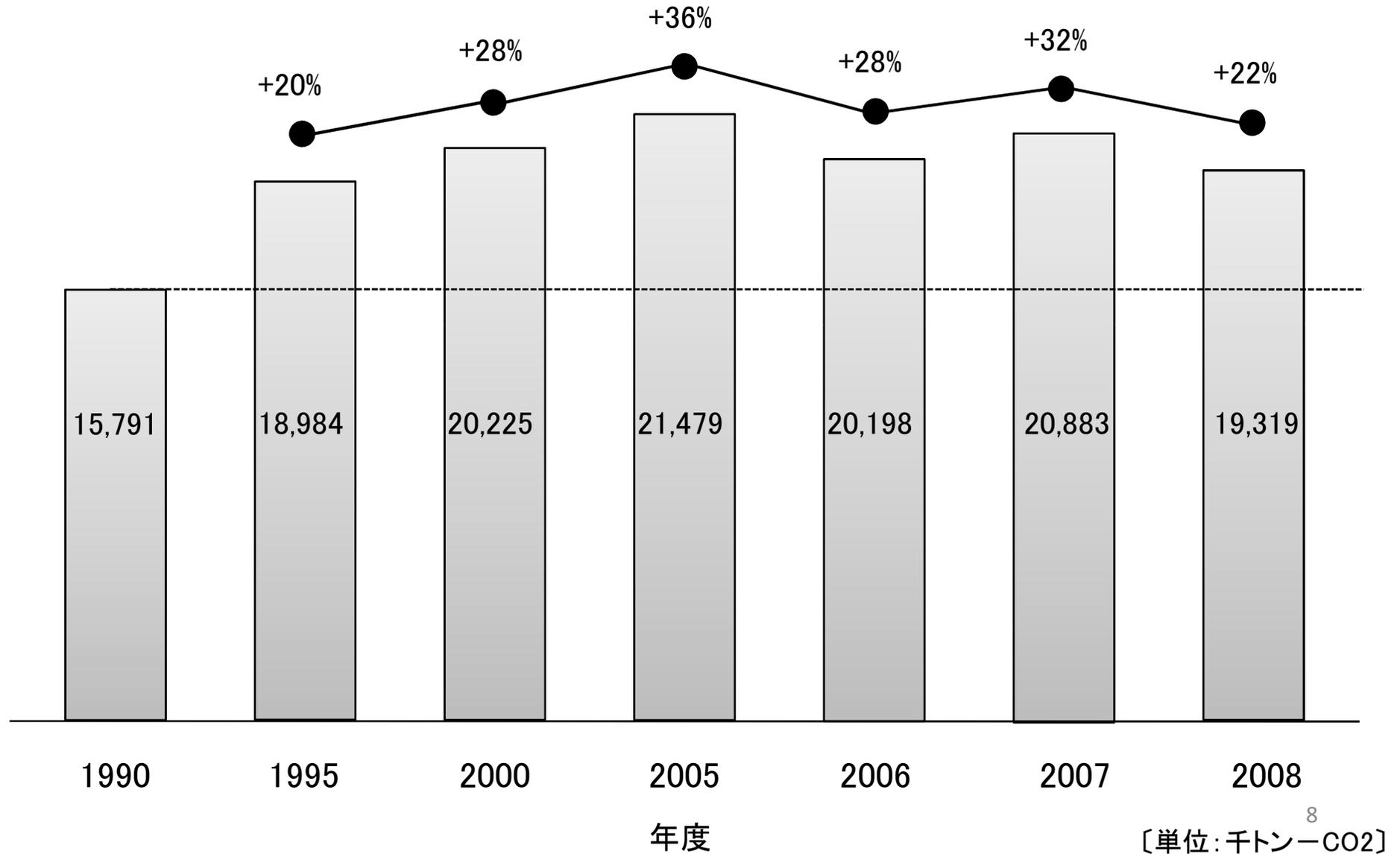
県内全域

- 対象ガス

県内で人為的に排出される二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs) 及び六フッ化硫黄 (SF_6)

現状と課題①

～温室効果ガスの排出状況～



現状と課題②

～温室効果ガスの増減分析(二酸化炭素)～

- エネルギー転換部門

1990年以降県内に新たに6基の火力発電所が増設されたため、非常に高い伸び率を示している。

- 産業部門

基準年と比較すると伸び率は1%であり、温対法や省エネ法により対策が講じられていると考えられる。

- 民生家庭部門

基準年の当該部門の排出量と比較すると、59%と大きい伸び率を示している。これは、家庭における電化製品の大型化や家電製品の普及率向上などが主な原因と考えられる。

- 民生業務部門

基準年の当該部門の排出量と比較すると、44%と民生家庭部門と並んで大きい伸び率を示している。これはサービス産業の進展などに伴い、オフィスや店舗などの業務床面積が大幅に増加したことが主な要因と考えられる。

現状と課題③

～温室効果ガスの増減分析(二酸化炭素)～

- 運輸部門

基準年の当該部門の排出量と比較すると、17%増加しています。当該部門の排出量の大部分を占める自動車系によるもので、特に自家用乗用車の保有台数増加や車両の大型化が原因と考えられる。

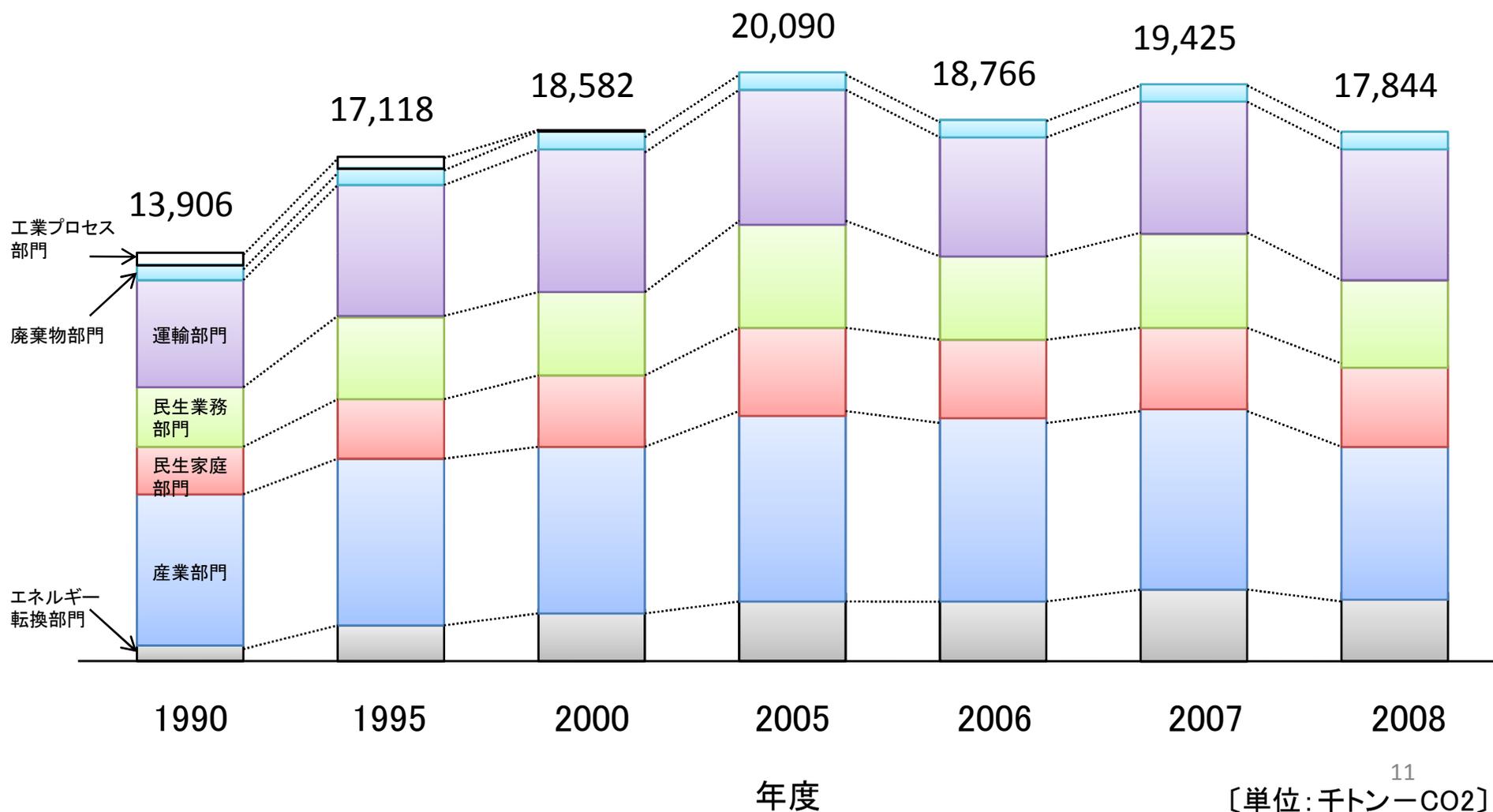
- 廃棄物部門

基準年の当該部門の排出量と比較すると、10%増加しています。これは、主に、一般廃棄物の処理量が増加していることに起因している。

- 工業プロセス部門

平成12年に県内唯一のセメント工場が閉鎖したため、工業プロセス部門からの排出量はなし。

部門別二酸化炭素排出量の推移



現状と課題④

～ 温室効果ガスの増減分析(その他ガス)～

- **メタン**

基準年と比較すると18.5%減少。メタンの排出量のうち9割以上は、農業分野からの排出。本県における家畜飼育頭数及び農作物作付面積は1990年度以降減少しており、これが原因と考えられる。

- **一酸化二窒素**

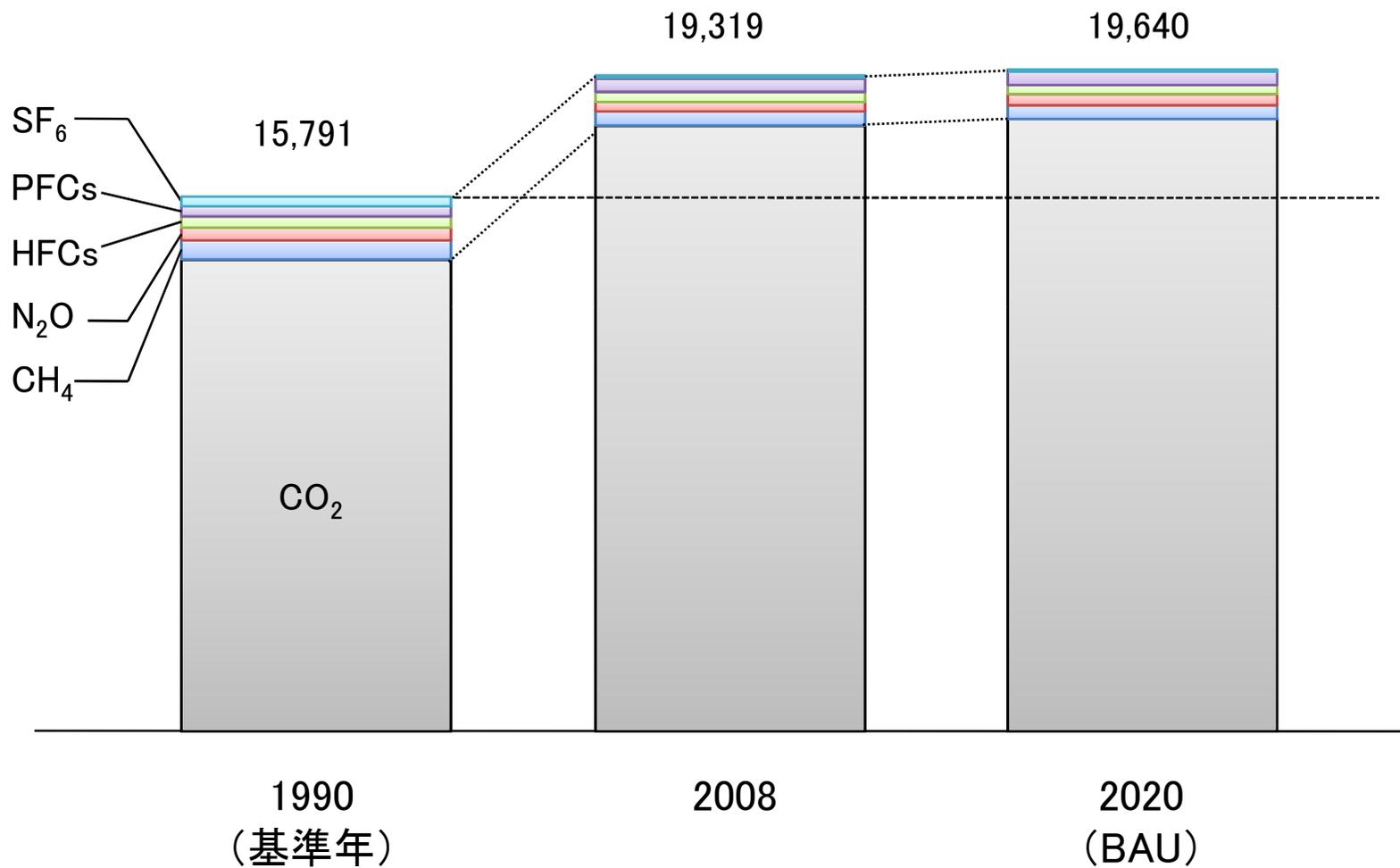
基準年と比較すると23.5%減少。一酸化二窒素の排出量のうち約3/4は、農業分野からの排出。このため、メタンと同様の原因により、排出量は年々減少。

- **フロン類**

ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六フッ化硫黄は、基準年の当該部門の排出量と比較すると23%減少。これは、ガス製造工程の改良や消費削減などにより、排出量が減少していると考えられる。

現状と課題⑤

～将来推計～



地球温暖化対策の基本的な考え方

～基本目標～

県民の総意と参加による 環境と経済が調和した地球温暖化対策の推進

- 県民、事業者、行政等のあらゆる主体が共通認識のもとに一体となって地球温暖化対策の推進を図る。
- 経済との調和をとりながら本県の豊かな環境を将来の世代にわたって継承し、環境への負荷が少ない“ほっとする、ふくしま”の実現を目指す。

地球温暖化対策の基本的な考え方

～基本姿勢～

県民総ぐるみの地球温暖化対策の展開

- 規制や一時的な優遇措置だけでは、継続的に地球温暖化対策を進めていくことは困難
- 本県独自の取組みである福島議定書を効果的に活用しながら、県民運動による地球温暖化対策への取組みをさらに活発化
- 県民の一人一人が地球温暖化を自分の問題としてとらえ、自ら考えて行動できる、継続的な地球温暖化対策を展開。

県の特徴を活用した効果的な地球温暖化対策

- 県土の約70%を森林が占めており、この豊かな森林は二酸化炭素の吸収源であると同時に木質バイオマス資源。
- 浜通りの太陽光、中通りのバイオマス、会津地方の雪氷等それぞれの地域に、再生可能エネルギーが豊富に存在。
- 本県の特徴でもあるこれらの貴重な資源を十分に生かし、より効果的な地球温暖化対策を推進。

削減目標

- **削減目標の考え方**

- 地球温暖化対策は、各自治体がそれぞれの特徴を効果的に生かしながら、日本全体が1つとなって、対策を講じなければ、問題の解決には至らないため、国の削減目標に向けて、本県も一丸となって取り組む必要がある。
- 削減目標には本県における森林吸収量を含み、エネルギー転換部門は除きます。

- **削減目標**

- (1) 中期目標**

- 2020年における温室効果ガス排出量の削減目標を国と同程度
- 本県における削減目標は、国会で審議中の地球温暖化対策基本法(案)において規定される削減目標とする。
- 削減目標として、「同程度」としているのは、法案が可決されていないため。
- 法案が可決された時点で、削減目標は当該法案に記載された削減目標とする。

- (2) 長期目標**

- 2050年までを見通した具体的な対策のあり方等を地域において検討することは困難。
- 長期目標は設定せず、国の長期目標を目指して地球温暖化対策に取り組む。

温室効果ガス削減対策の体系

福島県が目指す将来像

県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一体となって地球温暖化対策を図り、本県の豊かな環境を将来の世代にわたって継承し、環境への負荷が少ない低炭素社会“ほっとする、ふくしま”の実現

視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策

- (1)地球にやさしいビジネススタイルへの転換
- (2)地球にやさしいライフスタイルへの転換
- (3)タイムリーな情報提供
- (4)環境負荷の少ないまちづくり

視点2 将来的な再生可能エネルギー対策

- (1)目指せ！再生可能エネルギー供給基地
- (2)バイオマスエネルギーの利用量増加
- (3)再生可能エネルギー導入からカーボン・オフセットへの展開
- (4)再生可能エネルギー普及拡大のための研究支援

視点3 持続的な森林吸収源対策

- (1)森林吸収量増大
- (2)都市緑化の推進

視点4 環境・エネルギー産業の活性化

- (1)環境・エネルギー関連産業の創造
- (2)環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大

視点5 未来のための環境・エネルギー教育

- (1)環境・エネルギー教育の充実
- (2)指導者の養成

視点6 目標達成に向けた推進体制

- (1)県民や事業者等との連携による推進体制
- (2)市町村等関係機関との連携による推進体制
- (3)部局間融合による地球温暖化対策の推進

県民



- ・普及啓発
- ・情報発信

行政



- ・取組支援
- ・率先実行
- ・情報発信

事業者等

◆基本姿勢◆

- 県民総ぐるみの地球温暖化対策の展開
- 県の特徴を活用した効果的な地球温暖化対策

◆基本目標◆

県民の総意と参加による環境と経済が調和した地球温暖化対策の推進

温室効果ガス削減対策の体系

計画推進のための6視点①

視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策

- 国民運動との連携を図りながら、地球温暖化問題を「他人ごと」でなく「自分ごと」として捉え、あらゆる主体が一丸となって地球温暖化対策に取り組める体制づくりを強化。
- また、循環型社会の形成に向けた取組みとも協調しながら県民総ぐるみの県民運動として、省エネルギー対策を推進。

視点2 将来的な再生可能エネルギー対策

- 温室効果ガス排出抑制のためには、排出量の約9割を占めるエネルギー起源からの排出量を抑制することが効果的。このことから、再生可能エネルギーの普及拡大を加速。
- 再生可能エネルギーの普及拡大を図っていくため、導入のための研究支援等も検討。

視点3 持続的な森林吸収源対策

- 県土の約7割が森林であり、森林吸収源対策と併せて、森林資源の有効活用も推進。
- 吸収源対策としての森林整備・保全対策を強化とともに、都市部の緑地保全・都市公園整備事業を推進。

温室効果ガス削減対策の体系

計画推進のための6視点②

視点4 環境・エネルギー産業の活性化

- 中長期的に地球温暖化対策を推進するためには、省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野における技術革新が不可欠。
- 経済の好循環の創出を基本として、環境・エネルギー産業の育成を図る。

視点5 未来のための環境・エネルギー教育

- 地球温暖化対策をはじめとする環境問題を解決するためには、長期的な視野に立って対策を講じる必要がある。
- 10年後、20年後を見越して、未来を担う子どもたちへの環境・エネルギー教育を強化し、人材を育て、活かし、地域の地球温暖化対策の推進を図る。

視点6 目標達成に向けた推進体制

- 市町村やNPO等関係機関との推進体制を拡大。
- 全庁的な推進体制の強化。

温室効果ガス削減対策の体系

各主体の役割

①県民の役割

- 一人一人が自ら考え環境に配慮したライフスタイルを目指し、継続した取組みを実行。

②事業者の役割

- 環境に配慮したビジネススタイルの取組みを実施。
- 効果的な取組みのため福島議定書への参加。

③NPO等民間団体の役割

- NPOや各種団体は、自ら率先した取組みを行い、積極的に対策を講じること。
- 福島県地球温暖化防止活動推進センターは、県と連携して普及啓発活動等の実施。
- 地球温暖化防止活動推進員は、各主体と連携して、地域での普及啓発活動を積極的に展開。

④市町村の役割

- 住民に身近な行政機関として、より地域に密着した対策の実施。

⑤県の役割

- 地球温暖化防止に関する取組みを総合的かつ計画的に推進できる体制を整備する
- 一事業者として地球温暖化対策の率先実行

視点別主要施策①

視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策

- 地球にやさしいビジネススタイルへの転換
- 地球にやさしいライフスタイルへの転換
- タイムリーな情報提供
- 環境負荷の少ないまちづくり

視点2 将来的な再生可能エネルギー対策

- 目指せ！再生可能エネルギー供給基地
- バイオマスエネルギーの利用量増加
- 再生可能エネルギー導入からカーボン・オフセットへの展開
- 再生可能エネルギー普及拡大のための研究支援

視点3 持続的な森林吸収源対策

- 森林吸収量増大
- 都市緑化の推進

視点別主要施策②

視点4 環境・エネルギー産業の活性化

- 環境・エネルギー関連産業の創造
- 環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大

視点5 未来のための環境・エネルギー教育

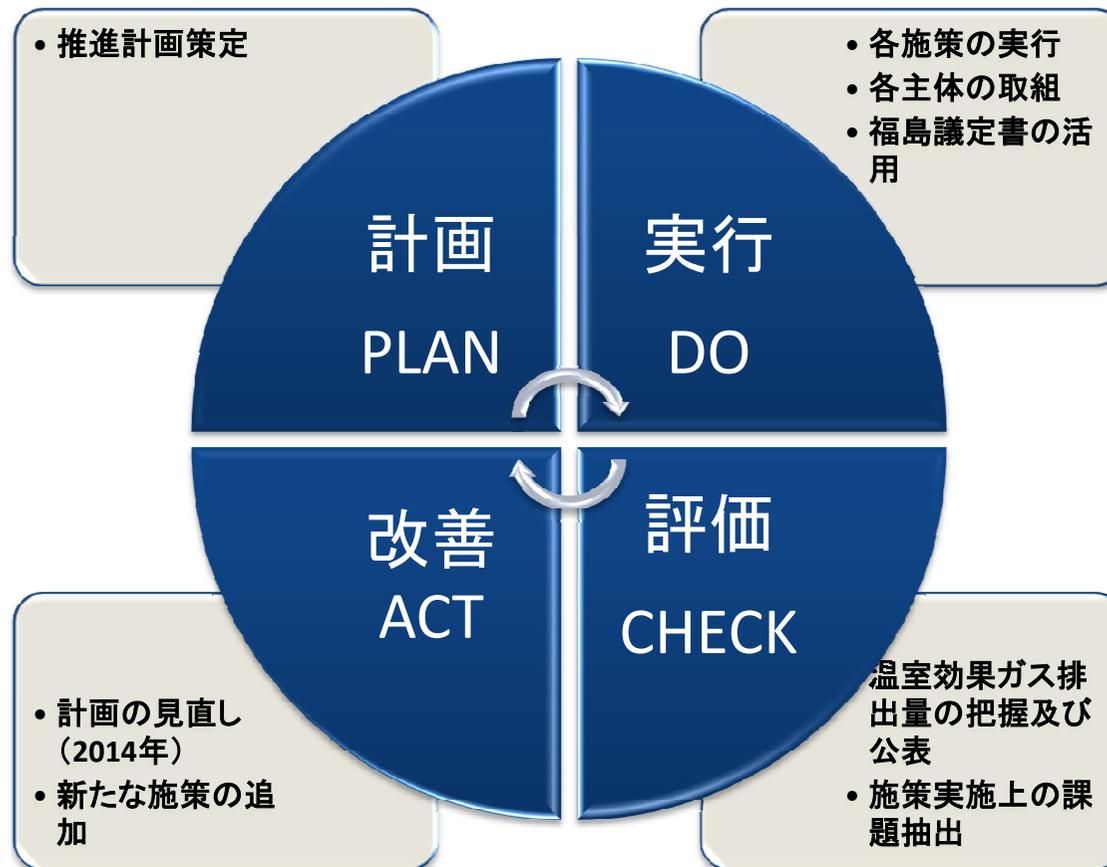
- 環境・エネルギー教育の充実
- 指導者の養成

視点6 目標達成に向けた推進体制

- 県民や事業者等との連携による推進体制
- 市町村等関係機関との連携による推進体制
- 部局間融合による温暖化対策の推進

計画の進行管理

- 本計画を着実に推進し実効あるものとするため、PDCAサイクルで管理。
- 温室効果ガスの排出状況を評価し、必要な対策・施策の見直し又は追加を適宜行う。



事業者としての県の取組み

- 「ふくしまエコオフィス実践計画(2010年4月)」に基づき、事業者として、組織における環境負荷の低減、地球温暖化の防止、エネルギーの合理的使用その他の環境保全に関する職員の取組みを推進。
- 削減目標は、2014年度(平成26年度)に2008年度(平成20年度)比▲5%。
- なお、削減目標は地球温暖化対策推進計画の改定により見直す。